監　第　１０８　号
令和８年１１月１９日

寒河江市長　齋藤真朗　殿
寒河江市議会議長　柏倉信一　殿

寒河江市監査委員　大沼　勇
寒河江市監査委員　佐藤耕治

定例監査結果報告書

地方自治法第１９９条第４項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第９項の規定により監査結果を下記のとおり公表します。

記

１　監査の種類　定例監査

２　監査対象　寒河江市西村山郡介護認定審査会

３　監査着眼点

⑴財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。

⑵収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。

⑶工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。

⑷公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。

⑸財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。

⑹監査等で指摘されたことは、改善されているか。

４　監査実施月日　令和８年１０月１９日

５　監査実施場所　監査委員事務局

６　監査の実施内容

令和７年度分　令和７年８月から令和８年３月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

令和８年度分　令和８年４月から令和８年７月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

７　監査の結果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

⑴契約事務について

・随意契約理由に不足があり、また、専決区分の誤りがみられる。